

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省の関係告示が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 使用料の徴収に係る規定において引用している厚生労働省告示の名称及び条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布の日とし、平成18年10月1日から適用する。